

「社会・地理歴史科教育法」における法教育実践 —東京地裁裁判傍聴と法務史料展示室見学を实践して—

太田 正行

1 はじめに

「百聞は一見に如かず」教室で裁判や司法の話は何度聞いても、裁判所に出かけ裁判を傍聴するだけで法廷の雰囲気を感じ、裁判や司法について勉強してみようと学習意欲も高まる。理科が観察や実験を重視するように、社会科では調査や見学が重視されるべきだが、授業時間などの制約からほとんど行われていない⁽¹⁾。教職課程履修の学生にもその経験がほとんどない。

そこで、この授業では学生自ら調査・見学の体験をして、将来社会科の教師になったら調査や見学を取り入れた授業づくりができるよう、このような実践を続けている。裁判傍聴と法務史料展示室の見学以外には、新座キャンパスでは「野火止用水」⁽²⁾、池袋キャンパスでは「自由学園明日館」「豊島区立郷土資料館」⁽³⁾、そして大学敷地内にある「立教学院展示館」「旧江戸川乱歩邸」などを見学した。筆者が出講する他大学でも、大学近くの文化遺産、博物館や資料館などの調査・見学を積極的に取り入れている。

立教大学で担当しているのは「社会・地理歴史科教育法1」「同教育法演習1」「同教育法2」の3科目で、2015年度秋学期開講の「社会・地理歴史科演習1」は38名（文学部32名うち史学科24名、経済学部1名、法学部5名）、「社会・地理歴史科教育法2」は32名（文学部28

名うち史学科23名、経済学部1名、法学部3名）が履修していた⁽⁴⁾。本稿は、「社会・地理歴史科教育法」の授業に調査・見学を取り入れた法教育の実践を紹介したい。

2 学習指導要領における「調査・見学」について

中学校学習指導要領⁽⁵⁾では、「法に基づく公正な裁判」により、国民の権利が守られていること、社会の秩序が維持されていること、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて理解させることになっているが、その際「抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させるなどの工夫が大切である」として、具体的に理解させるために「調査や見学を通して」と記述されている。ここで紹介する授業実践では、実際に裁判所に出かけ刑事裁判を傍聴することにより裁判官、検察官、弁護士などの働きを自ら確認し具体的に理解できることになる。

また、高等学校学習指導要領⁽⁶⁾では、「地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れる」ことで、「歴史の学習を抽象的な概念の操作で終わらせずに空間的には教室の外へ、時間的には卒業後まで継続させていくことが大切である」とされている。教室の外へ出て、地域教材の調査・見学などを授業に取り入

れることで、卒業後まで歴史への興味・関心を継続させることを重視している。そこで、この授業では法教育の一環として裁判傍聴と史料展示室見学を実施することにした。

3 事前指導について

受講生には裁判傍聴の経験がなく、裁判や司法について基礎的な知識を確認する必要もあったので、最高裁判所が発行する以下の資料により事前指導を行った。

*最高裁判所事務総局「法廷ガイド」—裁判を傍聴する方々のために—

裁判傍聴の手続きと注意点、法廷の様子、法廷での手続の流れ（刑事裁判・民事裁判）、法廷で使われる裁判用語、裁判所の種類など、裁判を傍聴するために必要な基礎知識が分かりやすく説明されている。

*最高裁判所事務総局「裁判所ナビ」—裁判所ってどんなところ？—

私たちの生活と裁判所、わが国の裁判所制度、いろいろな裁判、裁判に携わる人々など裁判所全般についての基礎知識が分かりやすく説明されている。

次に、視聴覚教材を活用し刑事裁判の流れを学習した。このDVDは、「裁判ウォッチング市民の会」⁽⁷⁾が1994年に作成した古いビデオ（「裁判ウォッチング～刑事編～」）である。これは、覚せい剤取締法違反事件で、犯人の現行犯逮捕から警察官・検察官による捜査・取調べ、弁護人との接見、勾留請求、起訴を経て、公判が始まり人定質問、起訴状朗読、黙秘権告知、罪状認否、証拠調べ、論告・求刑、弁論、判決の宣告など裁判の一通りの流れがドラマ風に描

かれている。このような犯人の逮捕から始まる裁判の流れを視覚的に理解できる教材は極めて少なく、古いものであるがずっとこのDVDを使用している。ここでは、当番弁護士や保釈、証人尋問、誘導尋問なども登場する。視聴した学生がコメントペーパーに記入した感想は以下の4点にまとめることができる。

①裁判の流れが理解できた。

テレビドラマでしか裁判を見たことがないので裁判の一部しか分からず、今回のビデオで裁判の最初から最後までの流れがよく理解できた。東京地裁へ傍聴に行く前に、今まで曖昧であった裁判の流れがよく理解できてよかった。

②裁判には時間がかかる。

取り上げられた事件が、否認事件だったため公判が数回行われた。そのため、裁判には結構長い時間がかかるという印象をもった。

最高裁判所の資料（2015年）⁽⁸⁾によると、地方裁判所における刑事第一審訴訟事件では、平均審理期間3.0か月（受理から第1回公判までが1.6月、第1回公判から終局までが1.4月）、自白事件が2.5か月に対し否認事件は8.2か月であった。平均開廷日数は2.7回、平均開廷間隔は1.1月であった。

③被告人の権利を確認できた。

日本国憲法では、無罪の推定（第31条・刑事訴訟法第336条）、令状主義（第33条・35条）、弁護人依頼権（第37条第3項）、黙秘権（第38条第1項）などの権利を保障しているが、条文上の抽象的理解を越え、法廷において裁判官や弁護人からこれらの権利を告げられることで具体的に理解することができた。

④裁判を傍聴してみたい

裁判の流れを理解することで裁判傍聴が楽しみになった。裁判は遠い存在だったが、この映像を見ることで目や耳で直接学び知識を得たいと思った。事前学習でのDVD視聴により裁判傍聴への意欲も高まったようだ。

4 裁判傍聴について

裁判傍聴をするには、まず裁判所受付にある「開廷表」で、どのような事件が、どの法廷で、何時から審理されるかを確認し、法廷に向い傍聴することになる。中学生以上で10人以上40人以下の団体では、事前に東京地裁事務局総務課渉外係に申し込むと適当な裁判・法廷を紹介

してくれる（「東京地裁 刑事裁判傍聴申込書」を使用）。今回は、筆者が事前に「開廷表」で適当な裁判を選び、その法廷へ学生を引率した。選んだ裁判は、覚せい剤取締法違反事件⁽⁹⁾のうち、第一回公判（新件）で人定質問、起訴状朗読、黙秘権告知、罪状認否などが行われた。

2016年1月13日13時に東京地方裁判所に35名の学生が集合し、13:30から刑事裁判を710号法廷と711号法廷に分かれて傍聴した。1時間ほど傍聴し隣接する赤れんが棟の法務省旧本館へ移動した。初めて刑事裁判を傍聴した学生の感想の一部を紹介する。

①法廷について

- * 裁判は誰でも傍聴できることを改めて確認でき、裁判が開かれた場であることを感じた。
- * 傍聴人と被告人との距離が予想以上に近かった。あまりの近さに驚くとともに、裁判を身近に傍聴できた。
- * 法廷独特の緊張感を体感し、被告人が罪を犯すに至った背景などに興味をひかれ、考えさせられることが多かった。貴重な体験だった。
- * 法廷には緊張感が漂い、テレビで見たような流れが目の前で繰り広げられていた。テレビより緊迫感があり、これは実際に傍聴しなければ分からない。
- * 法廷の雰囲気やその場の空気、被告人の様子、検察官と弁護人とのやりとりなど教科書では決して分からないことを知る非常に貴重な経験だった。

②被告人について

- * 被告人が刑務官に付き添われて入廷したとき、初めて手錠をした人を目にして一瞬戸惑った。
- * 保釈中の被告人が私たちと同じ経路で入廷してきたことに驚いた。覚せい剤取締法違反の保釈中の被告人が一般の人たちと同じように生活していることに恐怖を感じた。これも裁判傍聴での新たな発見であった。
- * 被告人への質問の際、弁護人と質問内容を確認し応答の練習をしているようだった。暗記している内容を述べているようで違和感を感じた。

③検察官と弁護人について

- * 検察官の一人が新人で緊張しながら大量の資料を確認する様子がかがえた。弁護人は慣れた様子で落ちついてドラマに出てくるような想像通りの弁護人だった。緊張感ある裁判を見ることができた。
- * ドラマでは検察官は威圧的、弁護人は優しいというイメージを持っていたが、それはあながち嘘ではなかった。弁護人の口調がとても丁寧だったことが印象的だった。
- * 裁判傍聴して、検察官や弁護人が何をしているかよくわかった。他の裁判も傍聴してみようと興味がわいた。

④証人尋問について

- * 情状証人として被告人の実妹が証言した。家族とともに事件の背景を分析することで今後の策を練って

く様子に、被告人が更正できる環境かどうかが重要なポイントであると思った。

*事前学習のDVDで裁判官が証人に偽証罪について確認したが、それを実際に見ることができた。

⑤授業など学校教育への活用

*覚せい剤を使用した被告人の問題はあらゆる社会問題につながっていると感じた。学校では覚せい剤は危険と学んできたが、覚せい剤が人体へ与える影響を考えさせられた。覚せい剤の使用をなくすには、それを使ったらどうなるのか想像でき恐怖心を持つ必要がある。

*出会い系サイトについて、携帯やスマホの普及により生活は便利になったが、危険が身近になってしまった。生活指導でもこのことを配慮しなければならない。

*さまざまな場所へ自分の足で訪れる重要性を理解できた。実際自分の目で見て、肌で実感でき、教科書や資料集では分からないことをたくさん学ぶことができ、多くの知識を獲得することができた。それを生徒にしっかり伝えたい。

①法廷について、だれでも裁判を傍聴できることを再認識し、傍聴席と被告人の近さに驚き、法廷がもつ独特の雰囲気、緊張感を体感できた。また、起訴状朗読では被告人が罪を犯すに至る背景に関心を持ち、教科書では分からない貴重な体験だった。

②被告人について、手錠をかけられ看守に連行される姿、保釈され傍聴人と同じ経路で入廷した被告人など、傍聴で新たな発見があった。被告人が質問内容を弁護人と確認し応答の練習をしていたことにも気づいた。

③検察官と弁護人について、それぞれの役割を理解でき、他の裁判も傍聴してみように関心を高めた。

④証人尋問について、被告人の家族が情状証人として証言したが、被告人が更生できるかどうかを判断していること、親族が罪を犯せば家族全員に大きく影響することがわかった。また、偽証罪について裁判官が証人に確認していた。

⑤授業など学校教育への活用について、覚せい剤を使用した被告人の問題はあらゆる社会問題につながりがあることを感じた。出会い系

サイトで覚せい剤を入手した被告人について、授業だけでなく生活指導にも活用できると考えた。また、自分の目で見て肌で実感することの大切さを理解し、生徒にそれを伝えたいという意欲をもった。

5 法務史料展示室見学について

2016年1月13日14時30分東京地裁から法務省旧本館へ移動した。法務省旧本館は、1994年に国の重要文化財に指定された赤れんがの建物で、1895年に完成、戦災で1945年に焼失、その後改修され1950年から本館として利用されていたが、1995年6月から一部を展示室として一般公開し2005年5月一部リニューアルされた。法務省「法務史料展示室メッセージギャラリー」パンフレットによると、史料展示室には、法務省赤れんが棟の復原室（旧司法大臣官舎食堂）や「司法の近代化」、「建築の近代化」に関する史料、司法制度改革に関する広報・啓発資料等が展示されている。見学の最初に、学芸員による20分程度の解説があり、その後自由見学となり15:30解散した。見学した学生の感想の一部を紹介する。

①黒い法服・バッジ・風呂敷など

- *黒い法服は他の色に染まることはないという公平さが象徴されている。
- *裁判官・検察官・弁護士の黒い法服が展示されており、それぞれ襟に色違いのツタが刺繍されていた。
- *裁判を傍聴しただけでは分からない裁判に関する知識を学ぶことができた。裁判官の服装に込められた意味や裁判官・検察官が着用しているバッジの違い、検察官が風呂敷に証拠書類を包む理由など興味深かった。*検察官が使用する風呂敷は、事件記録の厚さは事件により異なるので様々な厚さに対応できる風呂敷が便利らしい。自ら興味のある展示品を探してそれらの説明や感想を記述させる授業をしたい。裁判や法に興味がなくともこのような経験から興味を持ってほしい。

②明治時代の捜査資料

- *歴史の変化を感じたのは明治時代の捜査資料であり、当時はカメラがほとんど普及していないことから、絵によって記録していた。広沢正臣殺人事件の捜査資料は、被害者があまりにも多く刺されていたので、絵で示すことができず、人形にその刺し傷を反映させてあった。
- *板垣退助負傷事件の捜査資料があり、貴重なものを見ることができた。医師による板垣の診断書があり当時の板垣の状況を確認することができた。

③江戸時代の入墨刑

- *江戸時代の入墨刑に独特のものを感じた。犯罪者には教育や更正が前提だが、当時は犯罪者を隔離し一目で犯罪者の区別ができるようになっていた。コンピュータのない当時は初犯かどうかを見分けることが難しかったからであろう。
- *江戸時代の史料で、地域ごとに罪人に入れる入墨の種類と場所が異なることを知り、全国統一の法典が存在しないことが分かった。

④刑罰の種類

- *刑罰の種類を表す笞刑、杖刑、徒刑、流刑、死刑の五罪が明治まで続いていたこと、泥棒などの罪人は入墨を入れられ、地域により入れる箇所が異なることが印象に残った。

⑤お雇い外国人

- *お雇い外国人の給料が紹介され彼らがどれほど重宝された存在であったか実感しやすかった。
- *ボアソナードの書いた文書も残っており教科書で学んだ歴史を身近に感じた。

⑥日本の近代法制史

- *史料は教科書に載っている事件や人物にまつわるものが多く、授業で活用できそうだ。
- *教科書に載っていないこともたくさんあり、実際に足を運ぶ重要性を感じた。展示室では、教科書で学んだ人物が何人も出てきて驚いた。
- *展示室の見学では法の歴史を学ぶことができ、充実した時間を過ごすことができた。これからも積極的に様々な場所を訪れ知識を増やしていきたい。
- *社会科の授業で生徒が足を運ぶことができれば実りあるものになるだろう。いかに見学など実践的な取り組みができるかが大切になる。

⑦裁判員制度

- *裁判員制度の歴史について、初めて導入されたのは明治時代で、司法卿江藤新平により参座制度が導入された。これは裁判官以外の意向を判決に反映させることだった。
- *各国の司法制度について、各国の法廷の模型などが展示されて勉強になった。直接足を運んで実際に目で見ることが大事で今回は説明を受けることもでき、より深く理解できた。

展示されている史料をどう教材化し授業に活かすかという視点で見学できた。例えば、現在裁判官が着用している黒い法服や検察官が持っている風呂敷、絵や人形を使った明治時代の捜査資料、江戸時代の入れ墨刑、さらに近代法制史に関する多様な資料や現在の裁判員制度について、この史料をどのように授業に取り入れるか考えながら見学したことがわかる。

*** 裁判傍聴に関する教材**

- ①事前学習用：裁判所とは、裁判の種類（民事裁判と刑事裁判）
- ②傍聴時のワークシート：法廷の様子、裁判官の氏名、被告人の氏名、事件名、罪名などの基本情報、内容のメモ（裁判官・検察官・被告人・弁護士・証人などの発言や質問など）
- ③事後学習用：自分が裁判官ならどのような判決をするか。裁判傍聴の感想は

*** 史料展示室見学に関する教材**

- ①法務省の歴史と役割、②日本近代法制史、③お雇い外国人（ボアソナード、ロエスレル、プスケら）④法服とバッジ⑤裁判員制度（参審制、陪審法）⑥明治時代の捜査資料から（板垣退助事件、福島事件など）⑦初代司法卿江藤新平の悲劇⑧欧米4か国の刑事裁判比較

7 史料展示室展示史料一覧（筆者作成・配布資料）

法務史料の展示（司法の近代化）

(1) 司法省の黎明期：司法省創設に至る経緯

刑法事務科（明治元年1月）→法務事務局（同2月）→刑法官（同4月）→刑部省（明治2年7月）・弾正台（同5月）→司法省（同4年7月）

①職員録	明治3年5月現在の幹部氏名が記載された名簿。日本古来の人名表記を用い、氏と姓などが冠されている。
②性法講義筆記ノート	ボアソナードによる自然法講義の筆記ノート。明治7年司法省明法寮学生関口豊によりフランス語で筆記された。
③司法省蔵版「性法講義」	明治10年6月に筆記ノートを井上操が印刷本として刊行。
④民法仮法則	明治6年3月の確定草案、全9巻88条
⑤司法省日誌	明治6年1月～9年5月刊行。政府や司法省の法令、官員異動、その他、統計、民事・刑事についての主要な「伺」、「指令」などが登載された日誌。

(2) 明治初期の刑法：明治新政府の刑法典として「仮刑律」「新律綱領」「改定律例」の3つ。

①仮刑律	明治元年に編さんされた新政府初の暫定的刑法典。笞徒流死の4つの刑罰を示した。国民には公布されず。
------	--

②新律綱領	明治3年12月公布。最初の全国統一の刑法典、暫定的で不完全なため改定される。192条。笞杖徒流死の5つの刑罰を採用。
③改定律例	「新律綱領」の改正。明治6年6月13日公布、7月10日施行。現行法と同じ条文番号を付す逐条形式、笞・杖・徒・流刑を懲役刑へ刑罰一体化。死刑と懲役刑の2つの刑罰となる。

(3) 旧刑法の編さん

①日本刑法草案	ボアソナード主導で編さん。フランス刑法に準拠。明治10年11月司法省確定草案完成し太政官に上程。4編478条。
②刑法審査修正案	刑法草案審査局から上進の修正案、明治12年6月完成
③元老院会議筆記	明治13年3月、刑法草案の立法趣旨等の説明部分の一部。
④旧刑法法律分類大全	明治13年7月17日公布、15年1月1日施行。4編21章430条。罪刑法定主義(第2条)、刑罰不遯及(第3条)を規定。

(4) 法典編さんとお雇い外国人

①ボアソナード関係書簡	明治9年4月勲二等旭日重光章、功勞金下賜授与状
②ボアソナード起草 治罪法草案直訳	明治11年末完成、全650条
③外国人雇使条約類	お雇い外国人の雇用契約書を集めたつづり。破格の待遇。
④ロエスレル氏起稿 商法草案完・第1～11冊	ヘルマン・ロエスレルはドイツ人で明治11年来日。明治14年4月より商法草案を起稿。17年1月完成し23年4月公布されるが施行されず。1064条。商法草案と逐条理由書

(5) 明治期の事件から

①雲井龍雄 筆一件	米沢藩士雲井龍雄を首魁とする維新政府転覆未遂事件。明治3年初頭の新政府転覆計画、3年12月雲井は処刑。27歳。
②広沢真臣暗殺事件	明治4年1月新政府の枢要な地位を占める参議広沢真臣が就寝中斬殺。真犯人は特定できず。 *広沢が受けた傷を医師福井順三が記した人形 *広沢真臣暗殺事件が記された太政官日誌
③鳥取県暴動一件 (全7冊)	明治6年6月19日から23日まで、流言に基づく人々の誤解に端を発し、徴兵令を始め明治政府の施策への反対運動。明治7年9月参加者1万人以上を処罰。
④若松一件書類(河野広中一件)と題する事件記録	自由党福島事件。明治15年福島県令三島通庸の圧政に農民が抵抗、三島は河野広中ら民権運動派を大量に検挙し弾圧した。
⑤愛知県大島渚等強盗事件書類	明治16～17年、自由党員大島渚らが政府転覆計画のために強盗事件を繰り返す。死刑3名を含め26名が有罪。「名古屋事件」とも呼ばれる。

⑥大阪府松島争闘一件書類	明治 17 年、大阪府西区松島周辺で警察官と兵卒のいさかいが繰り返され、軍警間の衝突が起こった。
⑦板垣退助負傷一件書類	明治 15 年 4 月自由党総理板垣退助が岐阜県下で愛知県士族に襲われ負傷した。犯人は 6 月 28 日無期徒刑の判決を受けた。 「板垣死すとも自由は死せず」(真偽不明) *板垣の負傷箇所を示した絵図。

(6) 重要所蔵史料へのいざない

①徳川禁令考	江戸時代幕府法の収集資料集。明治 10 年編さん
②徳川裁判例	訴訟の部、昭和 11 年「司法資料」216 号掲載
③琉球科律	琉球王国初の刑法典。1786 年制定
④刑罪大秘録	江戸時代の法制度に関する史料。刑罰の執行や取調方法などについて多くの絵図を用いて記述。「入墨刑」について、腕などへ入れ墨を入れる身体刑。主として盗犯に科された。京都、大坂、長崎、伏見、奈良など地域により入れ墨の位置や形が異なる。紀州では右腕に「悪」、筑前では初犯が一、再犯がノ、三犯で犬が完成する。多種多様な入れ墨刑の執行方法があった。
⑤大日本裁判区絵図	明治 16 年司法省作成。土地に関する裁判権の範囲を示した地図。管轄区域が一見できる。
⑥医家断訟学	法医学署の翻譯。明治 13 年刊行。
⑦萬国公法	国際公法。明治 15 年刊行。
⑧地所登記簿 土地登記簿	明治 19 年制定の登記法下での登記制度、不動産の権利関係が記載。明治 32 年の不動産登記法下での登記制度。

①司法職務定制	明治 5 年 8 月、司法卿江藤新平主導で制定。司法制度改革の拠り所となった。フランス人プスケの建言。
②全国民事慣例類集	民法典をつくるために、各地の民事上の様々な慣例を調査した。明治 9 年から 13 年まで調査を実施。

以下の資料を参考に、上記の解説を筆者が作成し学生に配布した。

法務省「法務史料展示室メッセージギャラリー」パンフレット
法務史料展示室だより「時をたずねて」第 1 号 (2004 年 4 月) ~ 第 15 号 (2008 年 3 月)
同「歴史の壺」第 16 号 (2009 年 1 月) ~ 第

31 号 (2013 年 3 月)

同「法史の玉手箱」第 32 号 (2013 年) ~ 第 42 号 (2016 年)

霞 信彦ほか「日本法制史講義ノート (第 2 版)」(2012 年 10 月 15 日慶應義塾大学出版会)

霞 信彦「矩を踰えて~明治法制史断章~」(2007 年 11 月 10 日慶應義塾大学出版会)

8 今後の課題

①事前指導

限られた授業時間数の中で、学外での調査・見学の時間をいかに確保するかが最大の課題である。見学前には事前指導が必須であり、見学を意義あるものにする前提となる基礎的な知識を身に付けさせることのほか、集合時刻や集合場所の確認や事故防止のための諸注意などのため時間を確保する必要がある。これは、中学校や高等学校における事前指導も同様である。今回は春学期1コマ、秋学期2コマ、合計四十数時間をほぼ同じ学生が受講しているという好条件であったため、年間を通した授業計画を作成でき受講生全員が模擬授業を行って、さらに時間的にある程度余裕があった。

②授業時間帯の制約

時間割に設定された授業時間帯と学外施設における調査・見学可能な時間帯が必ずしも一致しないことも課題である。大学から施設までの移動時間の確保、調査・見学に必要な時間などを考慮する必要がある。今回は、大学最寄駅「池袋」から東京地裁最寄駅「霞が関」まで東京メトロ丸の内線で約20分、この授業が午後の3・4時限13:15から16:30までで、ある程度余裕があったため、裁判傍聴と展示室見学が可能となった。移動時間が長く、授業の時間割により不可能な場合も多い。そのような際には、あらかじめ受講生に裁判の傍聴方法や見学についての基礎知識を与えたうえで、各自都合の良い日時に出かけられるよう指導している。

③事後指導と教材作成

社会科教育法における調査・見学であるから、中学生や高校生を自らが引率することを想

定し、事前指導や事後指導の教材を作成する課題を出した。これらも時間的な余裕がないと難しいと思われる。教材を作成することで、事前指導や事後指導の重要性を認識できた学生が多かった。

⁽¹⁾ 国立教育政策研究所教育課程研究センター「教育課程実施状況調査」小学校・中学校平成13年度調査（平成15年7月）、同平成15年度調査（平成17年4月）、高等学校平成15年度調査（平成17年12月）、同平成17年度調査（平成19年4月）によると、社会科において「観察や調査・見学、体験を取り入れた授業を行っているか」という教師への質問に、肯定的に回答した者（「行っている方だ」と「どちらかといえば行っている方だ」の合計）は、中学1年生で21.5%、19.2%（平成13年度と15年度以下同じ）、2年生で19.0%、17.7%、3年生で19.1%、15.1%であった。また、「博物館や郷土資料館など地域にある施設を活用した授業を行っているか」では中学1年生で6.2%、7.4%、2年生で5.5%、6.4%であった。一方、高等学校では「調査・見学を取り入れた授業」は、「日本史B」で6.7%、7.3%（平成15年度と17年度以下同じ）「政治・経済」で5.9%、6.3%、「博物館や郷土資料館など地域の施設を活用した授業」は「日本史B」で5.3%、5.2%であった。中学校、高等学校とも社会科では調査・見学を取り入れた授業や博物館や郷土資料館などの活用が十分行われていないことが明らかになった。

- (2) 太田正行「観光学部での学びを活かした『社会・地理歴史科教育法』の授業実践」(立教大学学校・社会教育講座教職課程「教職研究」第23号 p31～37 2013年4月12日)
- (3) 太田正行「模擬授業を活用した『社会・地理歴史科教育法』実践報告」(立教大学学校・社会教育講座教職課程「教職研究」第27号 p37～43 2015年10月31日)
- (4) 立教大学学校・社会教育講座教職課程「教職研究」第28号(2016年4月18日) p159～163によると、2015年度の教職課程登録者数は2347名、学生総数の約1割にあたる。登録者総数の約4割が文学部学生で、史学科はその約3割を占める。また、史学科学生の36%が教職課程に登録している。
- (5) 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」p111、p113(日本文教出版 平成20年9月)
- (6) 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 地理歴史編」p59、p77(教育出版 平成22年6月)
- (7) 「裁判ウォッチング市民の会」は、裁判傍聴運動を行っている団体で「裁判傍聴ハンドブック」(花伝社発行・共栄書房発売 1993年)を発行している。東京の連絡先として矢澤昌司法律事務所(矢澤氏は日弁連事務次長を務め2006年逝去)、東京中央法律事務所所属井澤光朗弁護士(井澤氏は現在ホクレア法律事務所所属)・石川雅敏司法書士事務所(石川氏は現在リアンス事務所所属)が挙げられている。
- (8) 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書

(第6回)」(2015年7月10日最高裁判所) p114～119

- (9) 「グラフで見る司法統計情報」(2015年)によると、刑事通常第一審事件の罪名別終局人員(地方裁判所)は、総数54297人、そのうち窃盗の罪11757人(21.7%)、覚せい剤取締法9652人(17.8%)、道路交通法6600人(12.2%)であった。有罪判決は53120人、そのうち懲役89.5%、禁錮5.7%、無罪は71人であった。なお、執行猶予は30976人であった。www.courts.go.jp/app/sihotokei-jp/search(2016年12月30日閲覧)

本稿は、2016年9月4日立教大学で開催された「法と教育学会第7回学術大会」で発表した原稿に加筆・修正したものである。